

再 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）				
地区名	一般県道 <small>あざいきよすせん</small> 浅井清須線				
事業箇所	<small>いちのみやしときのしま</small> 一宮市時之島				
事業のあらまし	<p>当該事業区間は、近隣の<small>いちのみやしりつせべしょうがっこう</small>一宮市立瀬部小学校の通学路に指定されており、多くの児童が通学に利用している。しかしながら、道路幅員が狭小で車両のすれ違いは容易でなく、また、歩道もなく、横断歩道部にも歩行者たまりがない危険な状況となっている。</p> <p>以上を踏まえ、歩行者等の安全性確保と危険通学路の解消を主な目的として、歩道設置に着手したものである。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者等の安全性確保</p> <p>② 危険通学路の解消</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時	再評価時	変動要因の分析	
	事業期間	平成 25 年度～ 平成 26 年度	平成 25 年度～ 平成 32 年度	用地取得が難航し、事業が長期化した	
	事業費（億円）	0.25	0.25	—	
	経費内訳	工事費	0.08	0.08	—
		用補費	0.09	0.09	—
		その他	0.08	0.08	—
	事業内容	歩道設置 延長 L=0.05km 幅員 W=10.1m	歩道設置 延長 L=0.05km 幅員 W=10.1m	—	
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【交通状況の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本路線の交通量は、事前評価時で 11,733 台/日（H22 センサス）、再評価時で 11,057 台/日（H27 センサス）であり、大きな変化はない。 ・瀬部小学校の通学路に指定されており、事前評価時には約 80 名、再評価時には約 30 名の児童が当該事業区間を利用している。 <p>【変動要因の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業区間を利用する通学児童の人数は減少しているが、路線の交通量及び通学路の指定状況に変化はない。 			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>		
		<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学児童の人数は減少しているが、路線の交通量及び通学路の指定状況から歩道設置の必要性に変化はない。 			

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
工種区分	調査・設計	←							→	
	用地補償		←						→	
	歩道設置工事								←→	
事業費 (億円)	当初計画	0.25								
	実績	0.03						0.00		
	今回計画	0.03						0.22		

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗状況	
	計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】	計画 【③】	進捗率(%) 【②÷③】
延長(km)	0.05	0.00	0.0%	0.05	0.0%
事業費(億円)	0.25	0.03	12.0%	0.25	12.0%
工事費	0.08	0.00	0.0%	0.08	0.0%
用補費	0.09	0.00	0.0%	0.09	0.0%
その他	0.08	0.03	37.5%	0.08	37.5%

【施工済みの内容】

・市において、水路の蓋かけは実施済。

2) 未着手
又は長期化の理由

・地元要望があり、地元の合意は得られていたが、地権者との用地交渉において同意を得ることができず、用地買収が長期化しているため。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

・地権者との用地交渉が難航している。

【今後の見込み】

・市、小学校、地元等と連携し、引き続き用地交渉を継続するが、現状、用地買収の目途が立たない。

判定

C

- A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
 B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）
- ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - ・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

・阻害要因解決の目途が立たないため。

Ⅲ 対応方針

中止

中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。
 継続：上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

対象（事業完了後 年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

- ・今回評価により事業を中止するため。
- ・事業を再開する場合は、事業の必要性や見込みを再評価し、事後評価実施の有無や評価内容を改めて設定する。

【主な評価内容】

—

